

【用語】神領—神社の領地、社領 国法—領国の法 役取—夫役錢を徴すること 供面—神仏への供え物 高辻—高の合計 寺家—寺中に住む僧 門前—寺社の門前に住む者 別当—神社に附属して置かれた寺院

【解説】天正十八年（一五九〇）八月、関東へ入部した徳川家康は、上野国を江戸城の北辺防備の要地として重視し、箕輪城に井伊直政、館林城に榎原康政、白井城に本多康重といった徳川譜代の重臣たちを配し、厩橋城には甲府城代の平岩親吉を三万三〇〇〇石で封じた。親吉は通称を七之助といい、三河以来の側近で、旗本十六人衆の一人として多くの戦功を挙げた。親吉の治政は天正十八年から慶長六年（一六〇二）までであるが、この間、京都警護や文禄の役などで城を留守にしたため、その実態は明らかでない。

この文書は、天正十九年に親吉が前橋八幡宮の別当最勝院にあてた寄進状で、神領一五石とともに寺家・門前の諸役を免除したものである。ほかに所領の一端を示す史料として、天正二十年親吉の入封に随従した甲斐武田氏遺臣の御獄衆二十四騎にあてた知行書出しが知られている。なお、八幡宮は武の神または厩橋総鎮守として前橋藩の歴代城主から厚い信仰をうけた。この寄進状は他の八幡宮文書とともに前橋市指定の重要な文化財である。